

原産地証明書 記載要領



静岡商工会議所

2026年4月1日

目次

I. 一般的注意事項.....	2
1. 原産地証明とは	2
2. 証明の日付について	2
3. 証明発給申請方法.....	2
II. 日本産商品の原産地証明書記載要領	4
1. 原産地証明書用紙.....	4
2. 使用言語	4
3. 記載方法	4
4. 記載欄別記載要領.....	6
(1) Exporter (輸出者)	6
(2) Consignee (荷受人)	6
(3) No. and date of Invoice (インボイスの番号と日付)	7
(4) Country of Origin (原産国)	8
(5) Transport details (輸送手段詳細)	8
(6) Remarks (備考)	10
(7 - i) Marks、 numbers (荷印・荷番号)	13
(7 - ii) number and kind of packages (梱包数と種類)	13
(7 - iii) Description of goods (商品名)	14
(8) Quantity (数量)	17
(9) Declaration by the Exporter (輸出者宣誓)	18
(10) Certification (商工会議所証明)	19
(11) Certificate No. (証明番号)	19
(12) ORIGINAL/COPY の表記欄.....	19
III. 外国産商品の原産地証明書記載要領	21
1. 原産地証明書用紙.....	21
2. 使用言語	21
3. 記載方法	21
(1) 一般的注意事項.....	21
(2) 再輸出の場合.....	22
(3) 積戻しの場合.....	24
(4) 仲介貿易の場合	24
IV. 原産地証明書 1 枚に記載しきれない場合の証明書作成方法 (窓口申請)	27

※ 以下の文章内で **(各種マニュアル参照)** と記載されているものについては、静岡商工会議所ホームページより資料のダウンロードができます (<https://www.shizuoka-cci.or.jp/boueki-manual>)。

I. 一般的注意事項

本記載要領は、静岡商工会議所における原産地証明書の申請手続き方法をまとめたものです。不明点がある場合、申請者にて解釈せず、事前に静岡商工会議所までご相談ください。また、静岡商工会議所以外の商工会議所での申請の場合には、当該商工会議所にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

1. 原産地証明とは

原産地とは貿易取引される商品の国籍のことです。すなわち、原産地証明書とは「貿易取引される商品の国籍を証明する書類」のことです。

原産地証明書が求められるのは、主に、①輸入国の法律・規則に基づき輸入通関の際に必要なとされている、②契約書、信用状（L/C）の指示で必要とされているといった理由によるものです。

なお、このように、原産地証明書は商品の国籍を証明することを目的とした書類ですので、商品の品質や価格、商品が生産された原産「国」以外の地名、または商品と生産者等を関連付ける内容等といった、原産地証明書の本来の目的とは関係のない文言は記載できません。

※ 信用状（L/C）等でこうした記載を求められている場合には、条件を変更するようにしてください。

※ 商工会議所は信用状（L/C）や契約の当事者ではありません。信用状（L/C）や契約の内容に拘束されることのない、第三者の立場から貿易関係証明を発給する機関です。したがって、信用状（L/C）や契約で求められていても、商工会議所が責任を負えない、また、記載する必要がないと判断した内容についての記載は認められません。信用状（L/C）取引等を行う場合には、原産地証明書の発給規則と矛盾する条件とならないように注意してください。

※ 信用状（L/C）の受益者には、指示されたとおりの書類が揃えられるかどうかを確認する義務があります。原産地証明書の記載内容について特別な指示がある場合には、指示とおりの記載が可能かどうか、事前に商工会議所までご確認ください。

2. 証明の日付について

原産地証明書の証明日付は商工会議所が証明を行った日となります。過去にさかのぼった日付や未来の日付での証明は一切行いません。

3. 証明発給申請方法

- （1） 原産地証明書は、実際の船積み前に商業（典拠）インボイスの記載事項がすべて確定した段階で申請するのが原則です。輸送手段の詳細や商品の総数量等が確定していない場合は、申請できません。

- (2) 原産地証明書の申請の際には以下の①～④を揃えてご提出ください。なお、オンラインでの発給申請の場合は、申請方法が一部異なります。
- ① 原産地証明発給申請書 (A5判)
 - ② 原産地証明等証明報告書 (件数を記入)
 - ③ 原産地証明書 必要部数 (原則1件につき、6部以内。Original 3部まで)
内、商工会議所控として1部頂きます。控は photocopy 不可です。
 - ④ 典拠書類
 - Ⓐ 商業インボイス (静岡商工会議所へ登録済みの署名者 (サイン) の肉筆サイン入り)
 - Ⓑ 情報が不足している場合や外国産商品等の場合、その他典拠書類をご提出いただくことがありますので、ご了承ください。
- ※ 提出していただく典拠書類を最小限にするため、商業インボイスの記載事項について、追記や訂正をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- (3) 審査で内容が不適切と判断された場合には、認証をお断りすることがあります。

II. 日本産商品の原産地証明書記載要領

1. 原産地証明書用紙

静岡商工会議所所定の用紙（専用紙）を使用してください。

認証規程に定められているように、申請会社が独自に作成した用紙を使用することはできません。

静岡商工会議所に提出する控もコピーではなく専用紙にて提出してください。

オンライン申請の場合は、PDF ファイルが原本です。紙媒体が必要な場合には、*次の規格（用紙・寸法）に沿った「白上質紙」に自社でカラー印刷をしてください。専用紙は使用できません。

*用紙：白上質紙 55 キログラムベース（四六判換算）

寸法：A4 サイズ（210×297 ミリ）1 枚物

2. 使用言語

原則として、英語での記載とします。荷印を除いて英語以外での記載はできません。

ただし、信用状（L/C）等で要求されている場合や、商習慣上の必要性が認められる場合、スペイン語、フランス語での記載を認めます。また記載言語にかかわらず、内容を確認するため日本語訳を提出していただくことがあります。なお、オンライン申請の場合、入力言語は英語のみです。

3. 記載方法

（1） 記載方法

荷印の部分を除き、原則「黒色」で記載してください（サインのみ必要に応じて「青色」でも記載可）。また、サインを除き原則として、タイプ打ちまたはプリンターによる印字にて作成してください。手書きの書類は受理できません。

※ 文字が小さすぎる場合や印字が薄い場合は書類を受理できないことがあります。

※ 原則フォントサイズ 10.5 以上で印字してください。

（2） 所定の記載欄への記載ならびに枠外記載の禁止

所定の記載欄の中に記載してください。なお、欄外への記載は認められません。

（例） ×Description of goods（商品名）欄への輸出者名の記載等。

（3） 原産地証明書用紙の印刷文言の変更および削除の禁止

原産地証明書用紙に印刷されている文言を変更・削除した場合はその申請を受理できません。

また、用紙に印刷されている文言が、申請者による記載事項によって隠れてしまった場合は再度作成していただくことになります。

* 受付できない具体的事例 *

申請書類に次のような不備がある場合には、書類の再作成の対象となります。

- ・ 定められた記載欄に適切な事項が記載されていない
- ・ 定められた記載欄からはみ出している、あるいは欄外への記載がある
- ・ 記載禁止欄に申請者の記載事項が印字されている
- ・ 原産地証明書用紙にあらかじめ印刷された文言に申請者の記載事項が重なっている
- ・ 原産地証明書用紙にあらかじめ記載されている文言を変更・削除している
- ・ 申請者の記載事項同士が重なっている
- ・ 汚れ（インク汚れ等）・破損がある
- ・ 不要な罫線等が印刷されている
- ・ 印字が小さい、印刷が不鮮明（欠ける、かすれている等）
- ・ 印字が枠にかかっている
- ・ 印字に黒色以外の色が使用されている（荷印・荷番号は除く）
- ・ 申請者の訂正印による訂正が行われている
- ・ 修正液・マジック等による訂正箇所の塗りつぶしがある
- ・ 登録していないサインが書かれている
- ・ サイン以外が手書きになっている
- ・ サインがあらかじめ印刷された文言や他の記載事項にかかっている、または欄外にはみ出している等

(4) 商業インボイスに基づく申請

原産地証明書は商業インボイス記載内容の転記を原則としますので、商業インボイスに無い記載内容を原産地証明書に記載することはできません。また、記載内容が控を含めた全部数とも同じであることが必要です（「original」「copy」表記を除く）。

一方で、商業インボイスに記載のあるすべての事項を制限なく記載できるわけではありません。原産地証明書には、各記載欄の見出しに示されている事項について記載する必要があります。

なお、貿易取引される商品の「原産国」を証明することが原産地証明書本来の目的ですので、商品の品質や価格、商品が生産された原産「国」以外の地名、または商品と生産者等を関連付ける内容等といった、原産地証明書本来の目的から逸脱した内容は記載できません。

※ [remarks]欄に記載可能な内容については、記載欄別記載要領をご確認ください。

※ 原産地証明書には、記載表現にかかわらず、重複した内容を記載しないようにしてください。

4. 記載欄別記載要領

(1) Exporter (輸出者)

- ① 「実際に輸出を行う者」を記載してください。輸出申告を行う者と同一であることが必要です。
- ② 静岡商工会議所に登録されている企業（個人事業者）名、住所（国名「JAPAN」まで）が記載されていなければなりません。
 - Ⓐ 企業（個人事業者）名は、ピリオド、コンマ、ハイフン等を含めて、静岡商工会議所への貿易登録および典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。
 - Ⓑ 住所は、貿易登録と完全一致している必要はありませんが、典拠インボイス上の記載と一致していることが必要です。ただし、国名（JAPAN）は典拠インボイス上になくても必ず記載してください。
 - Ⓒ 本欄に記載できるのは、記載欄の見出しに示されているとおり、原則として企業（個人事業者）名（name）、住所(address)、国名（country）のみです。
- ③ 「Consortium 名義」での申請については、所定の届出が必要となりますので、事前にお問い合わせください。
- ④ 「A 社 on behalf of B 社（B社の代理であるA社）」の記載
 - Ⓐ 日本国内にある企業間の「A 社 on behalf of B 社」の記載は認められません。実際に輸出する企業名を記載してください。
 - Ⓑ 「貿易登録企業 A 社（会社名、住所、JAPAN） on behalf of 海外企業 B 社（会社名、住所、国名）」の形で記載してください。典拠インボイスの発行者も同様です。また、典拠インボイス上で Buyer が海外企業 B 社であることが確認できる必要があります（Buyer：B 社社名、住所、国名の形）。
 - Ⓒ 典拠書類として B 社から A 社に宛てた原産地証明書作成等についての委任状（コピー可）の添付が必要です（各種マニュアル参照）。また、典拠インボイス上には、委任状に記載された Contract No./Order No./Invoice No.が記載されている必要があります。

(2) Consignee (荷受人)

- ① 「海外の荷受人」の会社名または個人名、住所、国名まですべて記載してください。所在地が日本国内の企業や日本国内の個人名が記載されているものは受理できません。国名は正式名称を記載するか、省略する場合は、国名表記記載例一覧の「記載例」に従って記載してください（各種マニュアル参照）。
 - Ⓐ 会社名または個人名は、ピリオド、コンマ、ハイフン等を含めて、典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。
 - Ⓑ 住所は、ピリオド、コンマ、ハイフン等を含めて、典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。ただし、国名は典拠インボイス上になくても必ず記載してください。

- ③ 本欄に記載できるのは、記載欄の見出しに示されているとおり、原則として会社名または個人名 (name)、住所 (address)、国名 (country) のみです。また、下記⑤と⑥の場合を除き、複数の会社名または個人名、住所、国名を記載することはできません。会社名の別称や略称の併記も認められません。
- ④ 社名の前に To や M/S (Messrs.)等は記載できません。
- ② 原産地証明書に記載可能な形式は次の通りです。
- ① インボイス上に荷受人の記載がある場合
インボイス上の荷受人を記載してください。
- ② インボイス上に荷受人の記載がない場合
- ア バイヤーを記載してください。
- イ 「To (the) order of …Bank」のような記載でも可。別途典拠書類が必要です。ただし、「To (the) order of ～」と記載する場合は、原産地証明書の [Transport details] 欄に (5) Transport details の①～④、⑤～⑩の形式での記載が必要となります。
- ③ [Consignee] 欄の国名は、[Transport details] 欄の仕向国と一致させてください。ただし、以下の①～③の場合には必ずしもこの限りではありません。
- ① [Consignee] 欄の国名が EU 加盟国の場合
[Transport details] 欄の仕向国は、EU 加盟国内の他国でも可。
【記載例】 Consignee 所在国：ドイツ 仕向国：オランダ
- ② [Consignee] 欄の国名が中国／香港／マカオのいずれかの場合
[Transport details] 欄の仕向国は、[Consignee] 欄の国名にかかわらず、中国／香港／マカオのいずれでも可。
【記載例】 Consignee 所在国：中国 仕向国：香港
- ③ [Consignee] 欄の国が内陸国で、船便を利用する場合
(5) Transport details を参照。
- ④ 荷受人以外に、仕向国内の「End User」(転売先等)の会社名、住所を記載しなければならない場合には、[Remarks] 欄に記載してください。※ 記載方法は (6) Remarks を参照
- ⑤ 「A 社 on behalf of B 社」の記載について ※ 委任状は必要ありません
「A 社 (会社名、住所、国名) on behalf of B 社 (会社名、住所、国名)」の形で記載してください。A 社所在地は、[Transport details] 欄の仕向国と一致している必要があります。
- ⑥ 「A 社 c/o (care of) B 社」の記載について ※ 委任状は必要ありません
「A 社 (会社名、住所、国名) c/o B 社 (会社名、住所、国名)」の形で記載してください。B 社所在地は、[Transport details] 欄の仕向国と一致している必要があります。

(3) No. and date of Invoice (インボイスの番号と日付)

- ① 典拠インボイスの「インボイス番号」、「日付 (インボイス作成年月日)」と一致させてください。月名は英文、西暦は 4 桁数字で表記してください。日付は、他欄においても同様に表記する必要があります。

があります。【記載例】 March 22,2025

- ② インボイスの「日付」が、出航（予定）日および原産地証明書の[輸出者宣誓]欄に記載された日付より未来の日付になっている場合は、受理できません。
- ③ 内容の異なる複数のインボイスに同一番号を付し、それぞれについての原産地証明書を申請することはできません。その場合には、インボイス番号に枝番号を振り、インボイスを区別してください。
- ④ 「インボイス番号」がない場合には、インボイスにも原産地証明書にも「NIL」と記載してください。なお、この場合、インボイス、原産地証明書ともにインボイス日付の記載は必要です。
- ⑤ 「インボイス番号」を記載しない場合は、典拠書類として信用状（L/C）等が必要です。その場合は、必ずこの欄を右上から斜線で抹消してください。

（４）Country of Origin（原産国）

必ず日本国の正式名称である「Japan」と記載してください。「Japan」以外の記載は認められません。都道府県名・都市名等は記載できません。

（５）Transport details（輸送手段詳細）

- ① インボイスには詳細な輸送手段の記載が必要ですが、原産地証明書には次の①～⑭までのいずれかの形式による記載で結構です。ただし、[Consignee]欄に「To (the) order」と記載した場合には①～④、⑤～⑭のいずれかの形式で詳細を記載してください。

* 記載例 *

① From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] via [経由地名] by [積載船(機)名] on or about [出航(予定)年月日]	
② From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] by [積載船(機)名]	
③ From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] by vessel/air on or about [出航 (予定) 年月日]	
④ From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] by vessel/air	
(船便)	⑤ By vessel ⑥ By sea ⑦ Sea freight ⑧ NYK LEO 42W12 (船名、Voy.No.)
(航空便)	⑨ By Air ⑩ Air cargo ⑪ Air freight ⑫ JL200 (航空便名)

(航空郵便)	Ⓜ Air Mail
(国際エクスプレスメール)	Ⓝ EMS
(船舶郵便)	Ⓞ Surface Ⓟ Sea Mail
(国際的規模で行う宅急便)	Ⓠ Courier (DHL、OCS、FedEx 等)
(使送・手荷物)	Ⓡ Hand Carry
(複合輸送)	Ⓢ Sea and air, From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] via [経由地] (船便と航空便) Ⓣ Sea and Train, From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] via [経由地] (船便と鉄道輸送) Ⓤ Air and Truck, From [積出地(港), 国名] to [仕向地(港), 国名] via [経由地] (航空便と陸路輸送)

- ② 積出地および仕向地（必要に応じて経由地）を記載する場合は、コード表記や特定が難しい略称等での記載はしないでください。国名は正式名称を記載するか、省略する場合は、国名表記記載例一覧の「記載例」に従って記載してください（各種マニュアル参照）。
- ③ 船便（航空便）において、経由地で他の積載船（機）に積み替えが行われる場合、本欄には「By vessel」（「By Air」）表記としてください。
- ④ [Consignee]欄の国が内陸国で、船便を利用する場合には、以下のⒶかⒷのいずれかの方法で記載してください。
- Ⓐ 内陸の都市名および国名を仕向地として記載し、荷揚地（都市名）を経由地として記載する。
典拠インボイスにも同様の記載が必要です。
【記載例】 From: Tokyo, Japan To: Addis Ababa, Ethiopia Via: Djibouti city
- Ⓑ 本欄に荷揚地（都市名および国名）を仕向地として記載し、[Remarks]欄に内陸の都市名および国名を最終仕向地として別途記載する。典拠インボイスにも同様の記載が必要です。
【記載例】 [Transport details]欄 From: Tokyo, Japan To: Djibouti city, Djibouti
[Remarks]欄 Final destination: Addis Ababa, Ethiopia

(注) 船積み後、6ヵ月超1年以内の場合の原産地証明書申請手続きについて

原産地証明書は、船積み前に申請するのが原則となっていますので、船積み後6ヵ月超1年以内の場合の原産地証明書の申請に際しては、インボイスの他に下記の典拠書類（ⒶおよびⒷのいずれか、必要に応じてⒸ、Ⓓ）の提出が必要です。なお、申請は日本産商品のみに限ります。

Ⓐ 証明申請が遅れた理由書（各種マニュアル参照）

- ※ 申請が遅れた理由および商工会議所発行の原産地証明書を必要とする理由について、適切かつ具体的に記載されている必要があります。単に「買主から要求があった」という理由だけでは受理できません。

※ 自社製品を直接輸出した場合、商品が自社（日本国内）で製造したものである旨の誓約文を記載します。

⑧ 日本から輸出された事実を示す資料（㉗～㉜のいずれか）

- ㉗ 船荷証券（B/L）の Original のコピー
- ㉘ 航空貨物運送状（AWB：Air Waybill）のコピー
- ㉙ 海上貨物運送状（SWB：Sea Waybill）のコピー
- ㉚ EMS/DHL/FedEx/OCS 等の受領書のコピー
- ㉛ 輸出許可済み輸出申告書（E/D：Export Declaration）のコピー

⑨ （他社からの購入品の場合）製造業者発行の製造証明書（原本）

- ※ 輸出商品を製造した旨（原産性を明らかにする旨）の誓約文を記載します。
- ※ 商品名、数量、製造日、製造場所（日本国内）等の輸出する商品の情報を記載してください。また、商品名（具体的かつ一般的なものであること）については、商品の同一性を照合するため、典拠インボイスおよび原産地証明書に記載された商品名と同一であることが確認できる必要があります。商品番号または商品コードがあわせて記載されている場合には、当該番号または当該コードも同様です。
- ※ 当該製造業者による社印の押印が必要です。

⑩ その他の典拠書類（必要に応じて）

- ㉝ 信用状（L/C）のフォトコピー
- ㉞ バイヤー等からの原産地証明書を要求する F A X や E メール文等のコピー
- ㉟ その他商工会議所から提出依頼があった書類

（6）Remarks（備考）

- ① 本欄は原則空欄です。自由記入欄ではありません。本欄に記載する場合は必要最低限にとどめ、欄内におさまる範囲で記載してください。また、典拠インボイスにも同じ表記が必要です。
- ② 本欄に記載できる事項は、他欄の指定記載事項以外で、日本の輸出者と直接の売買契約者間の契約に関連する事項に限られます。輸入者とその転売先との契約に関する事項は記載することはできません。記載事項には必ず見出しを付して、何の情報なのかが第三者にも容易に理解できるようにしてください。記載事項が「番号」である場合には、見出しに「No.」や「Number」等まで記載する必要があります。
- ③ 本欄の内容と、7欄[description of goods]に記載された内容を紐づけることはできません。

	【記載ができる内容】	【記載方法】	【注意点】
①	製造業者名と住所、国名	Manufacturer：会社名、住所、国名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名（原則工場名不可）、住所、国名はすべて必須です。 ・ ピリオド、コンマ、ハイフン等含めて典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。 ・ 7 欄[description of goods]に記載された商品と紐づけることはできません。
②	End User の会社名と住所、国名	End user：会社名、住所、国名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名、住所、国名はすべて必須です。 ・ ピリオド、コンマ、ハイフン等含めて典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。 ・ 国名は仕向国と同一であることが必要です。 ・ 荷受人[Consignee]欄の記載と重複する場合には記載できません。
③	Buyer（買主）の会社名と住所、国名	Buyer：会社名、住所、国名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名、住所、国名はすべて必須です。 ・ ピリオド、コンマ、ハイフン等含めて典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。 ・ 荷受人[Consignee]欄の記載と重複する場合には記載できません。
④	支払条件に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ T/T remittance ・ L/C at sight ・ N.C.V.（No Commercial Value） ・ D/A 90 days after sight 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インボイスに見出しがあれば、見出しから記載。

⑤	貿易条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ FOB SHIMIZU ・ CIF SHANGHAI 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港名または都市名の記載が必須です。 ・ 金額の記載は不可です。
⑥	信用状 (L/C) に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ L/C Number : ・ D/C Number : ・ L/C Number 1234 issued by xx Bank dated April 1, 2024 ・ Issuing Bank : 銀行名 等 	
⑦	委託買付け番号	Indent No.	
⑧	売約書番号	Sales Note No.	
⑨	契約番号	Contract No.	
⑩	注文番号	Order No.	
⑪	輸入承認番号	Import License No.	
⑫	仮送り状番号	Proforma Invoice No.	
⑬	保険証券番号	Insurance Policy No.	
⑭	買注文番号	Purchase Order No.	
⑮	税関に対して輸入者として登録している番号	Importer's code No.	
⑯	Buyer の注文番号	Buyer's P/O No.	
⑰	着荷通知先	Notify party : 会社名、住所、国名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名、住所、国名はすべて必須です。 ・ ピリオド、コンマ、ハイフン等含めて典拠インボイス上の記載と完全一致していることが必要です。 ・ 荷受人 [Consignee] 欄の記載と重複する場合には記載できません。
⑱	空港貨物運送状番号	Air waybill No.	
⑲	船荷証券番号	B/L No.	
㉑	納税者番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ VAT No. ・ BIN No. 等 	
㉒	法人番号		

- ④ 代名詞を含む表現は、第三者証明上の記載として適切ではないので、記載できません。代名詞を含む場合には、次のように修正する必要があります。
- ① number of this credit(L/C) ⇒ L/C number
- ② your order number ⇒ order number
- ⑤ 宣誓文 (We certify ～) の記載は認められません。
- ⑥ 照会番号 (Reference No.) を記載する場合には、「L/C reference No.」のように、何の照会番号なのかがわかるように記載してください。
- ⑦ 本欄内に記載しきれない場合には、記載事項の最後に「** (アスタリスク 2 個)」を付し、7 欄 [description of goods] にも同様に「**」を付した上で、その後引き続き記載してください。その際、7 欄 [description of goods] に記載すべき事項よりも下に「**」を付すようにしてください。アタッチシートに本欄に係わる事項の記載はできません。

(7-i) Marks、 numbers (荷印・荷番号)

- ① 輸出貨物に表示されている荷印と荷番号を記載してください。
- ② ピリオド、コンマ、ハイフン、大文字・小文字、枠線等含めて典拠インボイス上の荷印・荷番号と完全一致していることが必要です。典拠インボイスにない事項は記載できません。ただし、荷印の色や一部の形について「Print in Red」や「In dia」等の言葉で示すことも可能です。
- ③ 荷印がない場合は、「No Mark」「N/M」「No Number」「Unmarked」「N/N」「N/A」または「NIL」と記載してください。
- ④ Air Mail 等の場合は、「As addressed」「Fully Addressed」との記載でも結構です。
- ⑤ 荷番号は実際の数を記載してください。カートン数等を「1-up」とする記載は認められません。

(7-ii) number and kind of packages (梱包数と種類)

- ① carton, crate, box, pallet, bale, roll 等の荷姿と梱包数を記載してください。荷姿を表す単位は、正式な名称 (例えば、carton) か、第三者でも容易に理解可能な一般的な略称 (例えば、C/T) を使用してください。自社のみや取引間のみで使用される単位やその略称は認められません。
- ※ 例えば、Carton を CS と表記すると Case と誤認される恐れがあるため、Carton を CS と表記することは認められません。
- ② 梱包されていないものについては、「In Bulk」「Bare Cargo」「Unpacked」「Loose」と記載してください。
- ③ コンテナ輸送の場合には、* 「コンテナ・ナンバー」または「シール・ナンバー」を下記のように記載できます。
- ㊦ Container No. xxx
- ㊩ Seal No. xxx
- * 申請時に不明な場合には記載する必要はありません。

(7-iii) Description of goods (商品名)

- ① 商品は日本産でなければなりません。

日本における商品の原産国の認定は、関税法施行令他の「原産地の認定基準」を準用して行われています。また、申請時の原産国については、申請者が責任を持つこととなります。

- ② 原産地証明書に記載するものはすべて商品（物）“goods”でなければなりません。インボイスに記載されていてもサービス等を原産地証明書に記載することはできません。

信用状（L/C）で“description of goods and/or service”と記載されていても goods だけを記載してください。

* 記載できない例 *（あくまで例示となりますのでご注意ください）

① 「Installation (Fee)」	(設置費用)
② 「Technical consultation (Fee)」	(技術指導費)
③ 「Travel expense」	(旅費)
④ 「Freight Charge」	(送料)
⑤ 「Discount」	(値引)
⑥ 「Training (Fee)」	(研修費)
⑦ 「Software」	(ソフトウェア)
※ 「CD-ROM」等の媒体名での記載は可。	

- ③ 商品名は、第三者にも容易に理解できる、HS コード 6 桁相当の具体的かつ一般的な商品名を記載してください。商標（ブランド名）や商品コードの記載のみでは認められません。

この点に十分留意して、契約や信用状（L/C）開設、輸入許可取得を行ってください。

なお、信用状（L/C）決済の場合、インボイスには信用状（L/C）どおりの商品名を記載する必要がありますが、原産地証明書については、信用状（L/C）と食い違わない一般的な名称で示すことができます。

（信用状統一規則（UCP600）第 14 条 e 項より）

- ④ 本欄には具体的な商品名を記載してください。アタッチシート（添付用紙）使用の場合にも本欄には具体的かつ一般的な商品名の記載が必要です。

- ① 「Spare Parts」や「Machine」のみ記載の場合

何の spare parts か、どのような machine かを具体的に記載してください（「Spare Parts for Automobile」等）。

- ② 「Advertising Materials」のみ記載の場合

「Poster」「T-shirts」等の具体的な商品名を記載してください。

- ③ 「Chemical」のみ記載の場合

具体的な商品名を記載してください。なお、化学製品の場合、商品の色に関する表記は原産地証明書に記載できません。

- ④ 「etc.」で商品をまとめることはできません。それぞれの商品名を記載してください。
- ⑤ 商品名だけでは、どの商品分類に属する物かを第三者が容易に理解できない場合は、「Chemical」、「Food stuff」、「Stationery」等、一般的な分類を併記していただくことがあります。
- ⑥ 商品名が日本語名称をアルファベット表記とした名称の場合には、英文名称を併記する必要があります。

例：Genmaicha (Brown rice tea)

<注意事項>

本欄は商品名を記載する欄です。商品名であることを確認するため、当所が指定した追加の典拠書類のご提出をお願いする場合があります。指定した典拠書類をご提出いただけない場合や、典拠書類から商品名であることを確認ができない場合には、当該名称を原産地証明書にそのまま記載することは認められませんので、ご了承ください。

※ 典拠書類の例：商品ラベル・パッケージ

- 典拠書類に記載された商品名と、典拠インボイスおよび原産地証明書上の商品名が完全一致していることが確認できる必要があります。
- ラベルが貼付された商品や個別にパッケージされた商品の全体画像をご提出ください。
- 商品自体に直接施される包装であることが必要です。カートンラベル等は原則認められません。
- 商品名しか記載がない等、簡易的に作成が可能なラベル・パッケージは典拠書類として原則認められません。

- ⑤ 信用状 (L/C) の記載にスペリング・ミスがあり、その表記をそのまま原産地証明書に記載する場合には、括弧書きで正しいスペリングを併記してください。

例：vheicle (vehicle)

- ⑥ 宣誓文等を記載する場合には、大使館・領事館指定文言のみ認めます。
信用状 (L/C) 等ですべての書類に記載するように要求されていても、発給機関である商工会議所の立場として認められない内容は記載できません。
- ⑦ 原産地証明書に記載するには適さないもの

原産地証明書は輸出商品の原産国を証明することを目的とする書類です。

次のような文言は、証明書上の記載として不適切、または原産地証明書の本来の目的から逸脱する記載となりますので、商品名に含まれている場合でも原産地証明書に記載できません。この他、商工会議所として責任を負えないと別途判断された文言の記載は認められませんのでご注意ください。これらの文言を含む商品名の場合には、該当する文言を削除して記載する必要があります。

曖昧な記載内容で証明書の信憑性に疑念を抱かせる記載	
<ul style="list-style-type: none"> ・「SAID TO CONTAIN」「S.T.C」「STC」 …荷主がコンテナ詰めした場合で船会社は免責となる意の B/L 文言 ・「Approximately」「Approx.」「about」 ・E. & O. E. (errors and omissions excepted) (誤謬・脱漏はこの限りでない) ・「A or B」のような未確定な情報 等 	
商品との原産国の証明と関係なく、商工会議所の責任範囲を逸脱した記載	
商品の原産「国」以外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の原産国名以外の地名等 例：「Shizuoka」「Yame」「Uji」等 ・ 商品と事業者等を関連付ける表記 等 例：商品名に含まれる事業者（生産者等）の名称、 「(商品名) brand：(生産者名)」のような表記 等
原産地証明書の本来の目的を超えた内容	<p>商工会議所が確認できない、または確認する立場にない内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の品質、性能、状態、形状、等級、スペック等と読める表現 およびその他客観性を欠くもの 例：First class, Brand new, New, Conventional, All, Standard, Prime quality, Premium, Special, Supreme, Superior, Ultimate, Complete, 2nd Grade, As is, Good working order 等 ・ 製造年（月日）、消費期限等 例：2025 MODEL YEAR 等 ・ 商品の成分表示等 ・ (商品名) [®]、(商品名) TM の記載 ・ 「Sample」であることの表記 ・ 原産地の証明とは関係ない規格、基準、認証に関する記載 等
プロフォーマ・インボイスやオファー（売申し込み）等に記載されたどおりの商品である等内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ (商品名) as per proforma invoice No. ×× ・ (商品名) other details are as per indent No. ××× ・ (商品名) as per attached catalogue ・ This is an integral part of contract. ・ Details are as per attached sheet of contract. 等
商品の原産地の証明と何ら関係がない内容	<p>インボイスに関する記載、商品価格に関する表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インボイスに記載の価格は適正な市場価格である ・ このインボイスは唯一のものである ・ インボイス上にも同じ内容を証明する 等 例：Invoice to certify the same.
その他、商工会議所として責任を負えないと判断した内容の記載	

※ 前掲の表の事項は、商品名に含まれている場合でも原産地証明書には記載できません。

(注) プロフォーマ・インボイス等は商工会議所が発行したものではありませんので、それらに基づいて
 いるかどうかを証明する立場にありません。[Remarks]欄に、プロフォーマ・インボイス・ナンバー
 と発行日を記載すれば信用状 (L/C) 決済にも支障ありません。この場合、記載内容が曖昧になら
 ず、かつ第三者にも容易に理解できるような見出しおよび内容を記載してください。

<信用状 (L/C)、個別契約等と原産地証明書との関係>

商工会議所は信用状 (L/C) や契約の当事者ではありません。信用状 (L/C) や契約の内容に拘束され
 ることのない、第三者の立場から貿易関係証明を発給する機関です。したがって、信用状 (L/C) や契約
 で求められていても、商工会議所が責任を負えない、また、記載する必要がないと判断した内容につい
 ての記載は認められません。なお、信用状 (L/C) 決済の場合、インボイスには信用状 (L/C) どのりの商
 品名を記載する必要がありますが、原産地証明書については、信用状 (L/C) と食い違わない一般的な名
 称で示すことができます。

(信用状統一規則 (UCP600) 第 14 条 e 項より)

- ⑧ インボイスに記載の商品の一部だけを原産地証明書に記載して申請することはできませんので、
 有償、無償を問わず、すべて記載してください。なお、インボイスに一部外国産商品が含まれて
 いる場合、外国産商品を除き日本産商品だけ原産地証明書に記載して申請することが可能です。

※ 日本産商品は全量記載してください。

※ 日本産商品のみを抜き出して申請する場合には、荷印・荷番号は輸出貨物および典拠インボ
 イスに示されているもののうち、当該商品に対応するものを記載してください。

※ インボイスには、外国産商品がわかるように、日本産商品も含め商品ごとにその数量と各々
 の原産国を記載してください。詳細は、後掲「外国産商品の原産地証明書記載要領」をご確
 認ください。

※ 外国産商品のみを抜き出して原産地証明書に記載することはできません。

なお、商品の価格や商品価格に関する表現を原産地証明書に記載することはできません。

- ⑨ 極力、原産地証明書用紙 1 枚にまとめて記載してください。

1 枚に記載しきれない場合には後掲「原産地証明書 1 枚に記載しきれない場合の証明書作成方法
 (窓口申請)」を参照の上、添付記載方式 (アタッチシート方式) により証明書を作成してくだ
 さい。

(8) Quantity (数量)

- ① 商品ごとに具体的数量の記載 (piece, kg, set, unit, meter, liter 等) が必要です。附属品等の内訳
 や明細を示す場合、当該附属品ごとに数量を明記してください。また、梱包の数量しか記載のな

いものは認められません。確認のため、必要に応じてパッキングリスト等の提出をお願いする場合があります。

- ② 典拠インボイスと同一の数量と数量単位（原則、商品単価の算出基準となる単位）を商品ごとに記載してください。単位は、正式な名称（例えば、pieces）か、第三者でも容易に理解可能な一般的な略称（例えば、PCS）を使用してください。自社のみや取引間のみで使用される単位やその略称は認められません。

※ 例えば、Meter を MT と表記すると重量を表すメトリック・トンと誤認される恐れがあるため、Meter を MT と表記することは認められません。

- ③ 重量を記載する場合は、NET WEIGHT（純重量）を記載してください。その際、純重量であることをあわせて明記する必要があります。【記載例】100KGS(NET WEIGHT)
なお、GROSS WEIGHT（総重量）をあわせて記載することも可能です。その際、純重量の記載と同様、総重量であることを明記してください。

【記載例】100KGS(NET WEIGHT) 150KGS(GROSS WEIGHT)

- ④ 「Lot」は、数量が明確ではありませんので、必ず「PCS」等具体的数量を括弧書きで追記してください。不明な場合には、NET WEIGHT（純重量）を括弧書きで併記してください。必要に応じて GROSS WEIGHT（総重量）を純重量とあわせて記載することも可能です。
- ⑤ 典拠インボイスや原産地証明書に数量・数量単位がないものは認められません。典拠インボイスや原産地証明書のアタッチシートに数量を記載する場合には、必ず数量単位もあわせて記載してください。

(9) Declaration by the Exporter（輸出者宣誓）

- ① 日付は原則申請日を印字してください。日付が典拠インボイスの日付より古いものは認められません。申請日より未来の日付も認められません。また、日付の月名は英文、西暦は4桁数字で表記してください。【記載例】March 22,2025
- ② サインは静岡商工会議所に登録があることが必要です。典拠インボイスと原産地証明書のサインが異なっても、両方とも登録があれば申請可能です。
- ③ 本欄のサインは手書きのものに限らず、スタンプや印刷によるものでも差し支えありません。原則「黒色」で署名してください。必要に応じて「青色」で署名することも認められます。なお、手書きによる場合は、必ず署名者（サイナー）本人が自筆で署名してください。また、消せるボールペンによる署名は認められません。
- ④ サインの形状が貿易登録と異なる場合（崩れている場合も含む）は、申請を受理できません。
- ⑤ For サイン（代理サイン）は認められません。
- ⑥ サインのすぐ下に署名者（サイナー）の英文氏名を記載（印字）してください。姓名の順序を含めて静岡商工会議所への貿易登録どおりに記載する必要があります。手書きによる記入はできません。

- ⑦ 本欄に会社名を記載する必要はありません。記載する場合は、ピリオド、コンマ、ハイフン等を含めて、静岡商工会議所への貿易登録、典拠インボイス、および[Exporter]欄の社名と完全一致していることが必要です。
- ⑧ 本欄に役職名を記載する必要はありません。記載する場合は、静岡商工会議所の貿易登録と一致している必要があります。
- ⑨ 申請はサインが全部数とも同じであることが必要です。
- ⑩ 申請者のサイン等が[輸出者宣誓]欄からはみ出さないように注意してください。枠外にはみ出している場合には、再作成の対象となります。

(10) Certification (商工会議所証明)

- ① 商工会議所にて記載する欄ですので、一切記載しないでください。
- ② 過去にさかのぼった日付や未来の日付での証明は一切行いません。

(11) Certificate No. (証明番号)

商工会議所にて記載する欄ですので、一切記載しないでください。

(12) ORIGINAL/COPY の表記欄

- ① 必ず、「ORIGINAL」(正本)、「COPY」(副本) いずれかの表示をしてください。
- ② 本来、ORIGINAL (正本) は1部ですが、3部まで ORIGINAL (正本) の表記を認めます。その際は、ORIGINAL-1、ORIGINAL-2、ORIGINAL-3、と枝番号を記入するか、3部とも ORIGINAL と記入してください。
- ③ ORIGINAL (正本) が4部以上必要な場合、信用状 (L/C) のコピー等の典拠書類を提出してください。
- ④ COPY に、枝番号は付けられません。

1. Exporter (Name, address, country) Shizuoka Test CCI Co., Ltd. 6-17 Aioi-cho Shimizu-ku Shizuoka-shi Shizuoka Pref. Japan	CERTIFICATE OF ORIGIN issued by The Shizuoka Chamber of Commerce & Industry Shizuoka, Japan	
2. Consignee (Name, address, country) ABC Import Co., Ltd. 21st Fl., Center Building, 500 Main Road, Bangkok, 01234 THAILAND	* Print ORIGINAL or COPY	ORIGINAL
	3. No. and date of Invoice SCCI-001 March 20, 2024	
	4. Country of Origin <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">Japan</p>	
5. Transport details From: Yokohama, Japan To: Bangkok, Thailand By: Ocean Bridge On or about: April 1, 2024	6. Remarks (原則空欄)	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods ABC BANGKOK C/No. 1-5 MADE IN JAPAN Spare parts for Air-Conditioner merchandise AA merchandise AB <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> TOTAL 15 UNITS and 10KG(Net Weight)		8. Quantity 15 UNITS 10 KG 5 Cartons
9. Declaration by the Exporter Place and Date: Shizuoka March 21, 2024 (Signature) (登録済サインを記入) (Name) Jiro Shimizu	10. Certification Certificate No.	

III. 外国産商品の原産地証明書記載要領

商工会議所では、外国産商品の原産地証明も行っています。ただし、外国産商品であることを示す典拠書類の提出が必要となり、貿易形態に応じて申請方法が異なりますので、ご注意ください。なお、申請する際の主な貿易形態の定義は以下の3つです。

(1) 再輸出

外国から輸入した通関済みの商品を、再度輸出すること。

(2) 積戻し

外国から到着し通関手続未了で保税状態にある商品を、保税地域または他所蔵置場所から再度外国向けに積み出すこと。

(3) 仲介貿易

本邦にある居住者が、外国相互間での商品の移動をともなう売買契約の当事者（仲介者）となる取引のこと。

1. 原産地証明書用紙

日本産の場合と同じ扱いです。

2. 使用言語

日本産の場合と同じ扱いです。

3. 記載方法

(1) 一般的注意事項

主な記載方法は日本産の原産地証明書と同じです。ただし、次の点にご注意ください。

① Country of Origin（原産国）の表記

国名は正式名称を記載するか、省略する場合は、国名表記記載例一覧の「記載例」に従って記載してください（各種マニュアル参照）。

② Description of goods (商品名) の表記

原産国の異なる商品が混在する場合、記載するすべての商品につき、商品ごとにその数量と各々の原産国を明記してください。また、商品の附属品等の原産国が異なるのであれば、当該附属品ごとにその数量と各々の原産国を明記することが必要です。原産地表示には「MADE IN 国名」「ORIGIN：国名」「COUNTRY OF ORIGIN：国名」以外の使用は不可です。

記載例 (典拠インボイスおよび原産地証明書の両方に記載してください)

例－ 1 : Copy Machine A	1 Unit (Made in China)
Copy Machine B	2 Units (Made in Japan)
例－ 2 : Copy Machine A	1 Unit (C)
Copy Machine B	2 Units (T)
～	
(C): Made in China	(T): Made in Taiwan
例－ 3 : ITEM-1 Copy Machine A	1 Unit
ITEM-2 Copy Machine B	2 Units
ITEM-3 Facsimile	3 Units
ITEM-4 Toner for Copy Machine	5 Pcs
ITEM-1 and 3 are made in China.	Others are made in Japan.
例－ 4 : ITEM-1 Copy Machine A	1 Unit
ITEM-2 Copy Machine B	2 Units (Made in China)
ITEM-3 Facsimile	3 Units (Made in Taiwan)
ITEM-4 Toner for Copy Machine	5 Pcs
Country of Origin: Japan unless otherwise indicated	

- ③ 典拠インボイスや原産地証明書の[Remarks]欄に製造業者名とその住所、国名を記載する場合、原産国と矛盾がないかご確認ください。
- ④ 宣誓文は、大使館・領事館指定の文言のみ認めます。

(2) 再輸出の場合

① 証明発給申請方法

申請の際には以下の①～④を揃えてご提出ください。なお、オンラインでの発給申請の場合は、申請方法が一部異なります。

- ① 原産地証明発給申請書 (A5 判)
- ② 原産地証明等証明報告書 (件数を記入)
- ③ 原産地証明書 必要部数 (原則 1 件につき、6 部以内。Original 3 部まで)

内、商工会議所控として1部頂きます。控は photocopy 不可です。

④ 典拠書類

- ㊦ 商業インボイス(静岡商工会議所へ登録済みの署名者(サイナー)の肉筆サイン入り)
- ① 商品や原産国等を確認できる、(a)~(g)のいずれかの典拠書類(必要に応じて複数点)を提出することが必要です(輸入元販売証明書および国内入手経路説明書の記入フォーマットは、各種マニュアル参照)。なお、手書きの書類や手書きによる追記がされた書類は受理できません。
 - ※ 典拠書類に記載された商品名(具体的かつ一般的なものであること)は、商品の同一性を照合するため、再輸出時の典拠インボイスおよび原産地証明書に記載された商品名と同一であることが確認できる必要があります。商品番号または商品コードがあわせて記載されている場合には、当該番号または当該コードについても同様です。
- (a) 海外公的機関が発行した原産地証明書(photocopy可)
- (b) 原産国表記のある輸入許可通知書(photocopy可)
- (c) 原産国表記のある輸入時の商業インボイス(photocopy可)
 - ※ 原産国は、「MADE IN 国名」「ORIGIN: 国名」「COUNTRY OF ORIGIN: 国名」のいずれかの表記で確認できる必要があります。
 - ※ 輸出者(申請者)による追記は行わないでください。
- (d) 輸入元販売証明書(原本)
 - ※ 輸出者(申請者)が輸入者から直接購入した場合、輸入者が作成するものです。
 - ※ 商品ごとに作成してください。
 - ※ 輸入者による社印の押印が必要です。
- (e) 国内入手経路説明書(原本)
 - ※ 輸入者から転売先を経て輸出者(申請者)に至る経路について、輸出者(申請者)が作成し説明するものです。
 - ※ 商品ごとに作成してください。
 - ※ 輸出者(申請者)による社印の押印が必要です。
- (f) 商品の写真((a)~(e)の資料を提出できない場合)
 - ※ 商品名、商品の全体像および原産国の表示部分が確認できる必要があります。
 - ※ 商品本体から商品名を確認できない場合には、当該商品と商品名を紐付けられる資料が別途必要です。外装のみの写真は認められません。
 - ※ 原産国は、「MADE IN 国名」「ORIGIN: 国名」「COUNTRY OF ORIGIN: 国名」のいずれかの表記で確認できる必要があります。
- (g) 商品のカタログ・商品説明書((a)~(e)の資料を提出できない場合)
 - ※ 商品名、商品の全体像および原産国が確認できる資料で、一般公開されているもの(社内文書は不可)である必要があります。

この他、情報（輸入時や転売元から購入した際の数量、申請者までの入手経路等）が不足していると商工会議所が判断した場合には、追加の典拠書類をお願いすることがあります。

（3）積戻しの場合

① 証明発給申請方法

申請の際には以下の①～④を揃えてご提出ください。なお、オンラインでの発給申請の場合は、申請方法が一部異なります。

- ① 原産地証明発給申請書（A5判）
- ② 原産地証明等証明報告書（件数を記入）
- ③ 原産地証明書 必要部数（原則1件につき、6部以内。Original 3部まで）
内、商工会議所控として1部頂きます。控は photocopy 不可です。
- ④ 典拠書類
 - ㊦ 商業インボイス（静岡商工会議所へ登録済みの署名者（サイナー）の肉筆サイン入り）
 - ① 商品や原産国等を確認できる、(a)～(d)のいずれかの典拠書類（必要に応じて複数点）を提出することが必要です。なお、手書きの書類や手書きによる追記がされた書類は受理できません。

※ 典拠書類に記載された商品名（具体的かつ一般的なものであること）は、商品の同一性を照合するため、積戻し時の典拠インボイスおよび原産地証明書に記載された商品名と同一であることが確認できる必要があります。商品番号または商品コードがあわせて記載されている場合には、当該番号または当該コードについても同様です。

- (a) 海外公的機関が発行した原産地証明書（ photocopy 可）
- (b) 原産国表記のある積戻し許可通知書（ photocopy 可）
- (c) 原産国表記のある蔵入承認申請書（ photocopy 可）
- (d) 原産国表記のある蔵入れ時の商業インボイス（ photocopy 可）

※ 原産国は、「MADE IN 国名」「ORIGIN：国名」「COUNTRY OF ORIGIN：国名」のいずれかの表記で確認できる必要があります。

※ 輸出者（申請者）による追記は行わないでください。

この他、情報が不足していると商工会議所が判断した場合には、追加の典拠書類をお願いすることがあります。

（4）仲介貿易の場合

仲介貿易の場合は、船積地で発行された原産地証明書を使うのが原則であり、日本の商工会議所として原産地証明書を発給する立場にありません。ただし、輸出者の便宜を図るため、以下の2つ

の場合に限り、証明書の発給を認めます。

- ① 船積地に仕向地の大使館・領事館がないので日本で領事査証を取得する場合
- ② 輸出者名を信用状（L/C）等の指定にあわせて変更する場合

なお、記載内容は、輸出者名の変更に伴い変更となるインボイス番号、契約 No. など別個の契約内容の事項を除き、船積地で発行された原産地証明書の記載内容をそのまま切り替えることが原則です。

① 証明発給申請方法

申請の際には以下の①～⑤を揃えてご提出ください。なお、オンラインでの発給申請の場合は、申請方法が一部異なります。

- ① 原産地証明発給申請書（A5 判）
- ② 原産地証明等証明報告書（件数を記入）
- ③ 仲介貿易による外国産商品の原産地証明書発給申請に係る誓約書（原本）
- ④ 原産地証明書 必要部数（原則 1 件につき、6 部以内。Original 3 部まで）
内、商工会議所控として 1 部頂きます。控は photocopy 不可です。
- ⑤ 典拠書類
 - ㊦ 商業インボイス（静岡商工会議所へ登録済みの署名者（サイナー）の肉筆サイン入り）
 - ① 商品や原産国等を確認できる、(a)および(b)のいずれかの典拠書類を提出することが必要です。
 - (a) 海外公的機関が発行した原産地証明書（原本）
 - (b) 海外から船積みされたことを示す書類（下記のうちいずれか。すべて photocopy 可）
 - ・ B/L（船積地発行の船荷証券。Non-negotiable Copy は不可）
 - ・ AWB（船積地発行の航空貨物運送状）
 - ・ SWB（船積地発行の海上貨物運送状）
 - ・ CMR NOTE（国際道路物品運送書類）
 - ・ CIM NOTE（国際鉄道物品運送書類）

この他、情報が不足していると商工会議所が判断した場合には、追加の典拠書類をお願いする場合があります。

② 注意事項

- ① 商品名（商品番号・商品コードも含む）
海外公的機関発行の原産地証明書に記載された商品名および数量をブレイク・ダウン（細分化）して詳細を記載することはできません。
- ② 海外公的機関発行の原産地証明書と異なる言語の使用について
海外公的機関発給の原産地証明書は英語で記載されているが、申請の原産地証明書はスベ

イン語で記載されている等、使用言語が異なる場合には、同一の内容となるように記載してください。

◎ 海外公的機関発行の原産地証明書のスペリングミス

海外公的機関発行の原産地証明書上にスペリングミスがあっても、商工会議所に申請する原産地証明書には、スペリングミスのまま記載してください。なお、スペリングミスを訂正する必要がある場合、発行者である海外公的機関において、訂正再発行された後に商工会議所にご申請ください。

IV. 原産地証明書 1 枚に記載しきれない場合の証明書作成方法（窓口申請）

原産地証明書は、極力 1 枚の原産地証明書用紙にまとめて記載してください。

荷印・荷番号、梱包数と種類、商品名、数量についての記載事項が多く、1 枚の原産地証明書用紙にまとめきれない場合は、以下の添付記載方式（アタッチシート方式）によって原産地証明書を作成してください。

1. 添付記載方式（アタッチシート方式）について

原産地証明書用紙（表紙）に商品の全体像を記載した上で、詳細を記載したアタッチシートを添付する方式です。アタッチシートの使用枚数が極力少なくなるように留意して作成してください。使用枚数を最小限にするため、審査時に訂正や再作成をお願いする場合があります。なお、アタッチシートは、A4 判（原産地証明書用紙と同じ大きさ）の白紙（申請者のレターヘッド等は認められません）を使用してください。

2. 記載方法

- (1) 原産地証明書用紙（表紙）に商品名総称、合計数量、梱包数および梱包種類を記載し、さらに「Details as per attached sheet(s)」(荷印・荷番号のみの場合は「Case Marks as per attached sheet(s)）」と注記してください。商品名総称は、第三者にも容易に理解できる、HS コード 6 桁相当の具体的かつ一般的なものであることが必要です。
- (2) アタッチシートの上部には、原産地証明書用紙と同様に「7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods」「8. Quantity」の各見出し項目を記載してください。
- (3) アタッチシートには、7 欄[Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods]、8 欄[Quantity]の各欄に記載すべき内容しか記載できません。ただし、典拠書類となる商業インボイス番号の記載は運用上可（典拠インボイス日付は不可）とします。
- (4) 商品明細の最後に合計数量を記載する場合には、商品明細が記載されたアタッチシートの頁に合計数量が収まるように記載されている必要があります。合計数量だけが頁をまたいで記載されないように留意して作成してください。
- (5) アタッチシートが複数頁にわたる場合には、原産地証明書用紙（表紙）を除いたアタッチシートの頁数を記載する必要があります。アタッチシートの各頁に「現在の頁数／総頁数」の形で記載してください。

3. 注意事項

- (1) アタッチシートに申請者の企業（個人事業主）名は記載できません。
- (2) アタッチシートに宣誓文は記載できません。必要な場合は、原産地証明書用紙（表紙）に記載してください。
- (3) アタッチシートの中で、さらに「Details as per attached sheet(s)」とすることはできません。
- (4) アタッチシートに、7 欄[Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods]、8 欄[Quantity]にかかる記載事項が無いと商工会議所が判断した場合、当該アタッチシートを含んだ原産地証明書の申請は受理できません。

4. 記載例

次頁をご参照ください。

※ 添付記載方式による場合の原産地証明書・アタッチシート（複数枚の場合）の作成例

1. Exporter(Name, address, country) Shizuoka Test CCI Co., Ltd. 6-17 Aioi-cho Shimizu-ku Shizuoka-shi Shizuoka Pref. Japan		CERTIFICATE OF ORIGIN	
2. Consignee(Name, address, country) ABC Import Co., Ltd. 21st Fl., Center Building, 500 Main Road, New York, 01234 U.S.A.		*Print ORIGINAL or COPY ORIGINAL	
		3.No. and date of Invoice NEI-0158 March 20,2024	
5.Transport details From: Shimizu, Japan To: New York, U.S.A. By: Ocean Bridge On or about: April 1, 2024		4. Country of Origin JAPAN, TAIWAN, THAILAND, U.K., CHINA	
		6.Remarks	
7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods 8. Quantity			
Spare Parts for Air-Conditioner 6500 PCS(5 CARTONS) -Details as per attached sheet(s)-			
9.Declaration by the Exporter		10.Certification	
Place and Date Shimizu, March 21,2024			
(Signature)			
(Name) Jiro Shimizu		Certification No.	

原産地証明書用紙（表紙）

7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods				8. Quantity	
merchandise A	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise B	500 PCS	(Made in Taiwan)			
merchandise C	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise D	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise E	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise F	500 PCS	(Made in Thailand)			
merchandise G	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise H	500 PCS	(Made in China)			
merchandise I	500 PCS	(Made in U.K.)			
merchandise J	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise K	500 PCS	(Made in Japan)			
merchandise L	500 PCS	(Made in Japan)			
					1/2

アタッチシート（1/2 頁目）

7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods				8. Quantity	
merchandise M	500 PCS	(Made in Taiwan)			
<hr/>					
total	6500 PCS				
ABC					
NEW YORK					
C/No.1-5					
MADE IN JAPAN,TAIWAN, THAILAND, UK,CHINA					
					2/2

アタッチシート（2/2 頁目）

※ 【申請を受理できない例】複数のアタッチシートに重複する情報が記載されているケース

7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods	8. Quantity
merchandise A	500 PCS
merchandise B	500 PCS
merchandise C	500 PCS
merchandise D	500 PCS
merchandise E	500 PCS
merchandise F	500 PCS
merchandise G	500 PCS
merchandise H	500 PCS
merchandise I	500 PCS
merchandise J	500 PCS
merchandise K	500 PCS
merchandise L	500 PCS
merchandise M	500 PCS
<hr/>	
	6500 PCS
	1/3

アタッチシート (1/3 頁目)

7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods	8. Quantity
merchandise A	(Made in Japan)
merchandise B	(Made in Taiwan)
merchandise C	(Made in Japan)
merchandise D	(Made in Japan)
merchandise E	(Made in Japan)
merchandise F	(Made in Thailand)
merchandise G	(Made in Japan)
merchandise H	(Made in China)
merchandise I	(Made in U.K.)
merchandise J	(Made in Japan)
merchandise K	(Made in Japan)
merchandise L	(Made in Japan)
merchandise M	(Made in Taiwan)
	2/3

アタッチシート (2/3 頁目)

7.Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods	8. Quantity
ABC	
NEW YORK	
C/No.1-5	
MADE IN JAPAN,TAIWAN, THAILAND, UK,CHINA	
	3/3

アタッチシート (3/3 頁目)

※ アタッチシートの 1/3 頁目および 2/3 頁目に商品情報 (merchandise A~M) が重複して記載されていますが、この場合、いずれかの頁に商品の情報をまとめ、アタッチシートの枚数を極力少なくするように再作成してください。

